

特定非営利活動法人

KAMOGAWA 産婦人科医学教育研究推進機構

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 KAMOGAWA 産婦人科医学教育研究推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区聖護院川原町5-4番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産婦人科医療及びこれに関連する医学研究、教育、人材育成並びに普及啓発に関する事業を行い、医療の質の向上、学術の振興及び医療従事者の資質向上を図ると共に、その成果を広く社会に還元することにより、女性の健康の保持増進及び福祉の向上並びに地域社会及び国民全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 医学研究の企画、運営、研究支援及び普及啓発に関する事業
 - ② 医療及び医学研究に関する研修会、講演会、学術集会等の開催に関する事業
 - ③ 産婦人科医療に関わる人材の教育、育成及び研鑽に関する事業
 - ④ 先進産婦人科医療に関する普及啓発事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、評議員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 評議員 この法人の目的に賛同し、かつこの法人の運営に参画する意思を有して入会した個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、産婦人科医療に従事し、この法人が提供する講義や研修等の教育事業に参加することを目的として入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長が前項の者の入会を認めないときは、理事長が速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員の入会金及び会費は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 5年以上継続して当法人からの連絡に応答がないとき。
- (3) 継続して5年以上年会費未納のとき。
- (4) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 入会申込書その他入会手続において、重要な事項について虚偽の申告又は記載があったことが判明したとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が、理事会の定めるところにより、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受け取らない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 評議員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、評議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は評議員が総会の目的である事項について提案した場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各評議員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した評議員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 評議員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品

(3) 入会金及び会費

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関

する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり翌年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した評議員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 評議員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、評議員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、国又は地方公共団体のうちから総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において評議員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	万代 昌紀
副理事長	千草 義継、村上 隆介
理事	江川 美保
同	奥宮 明日香
同	大須賀 拓真
同	東山 希実
同	石田 憲太郎
同	櫻井 梓
監事	佐川 典正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 2 月 29 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、また、会員の種別によらず、徴収しない。

役員名簿

特定非営利活動法人 KAMOGAWA 産婦人科医学教育研究推進機構

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	万代 昌紀		無
副理事長	千草 義継		無
副理事長	村上 隆介		無
理事	江川 美保		無
理事	奥宮 明日香		無
理事	大須賀 拓真		無
理事	東山 希実		無
理事	石田 憲太郎		無
理事	櫻井 梓		無
監事	佐川 典正		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣旨

現代の産婦人科医療は、がん薬物療法の多様化、ロボット手術の導入などに伴う術式の変遷、ゲノム診療、AIを用いた診断支援技術の導入など、劇的な技術革新の渦中にあります。医療の高度化が進む一方で、医師の質の担保、働き方改革下における医師の教育環境の確保、持続可能な若手リクルート・育成など現場が直面する課題は多様化しています。特に、質の高い医療を安定的に提供するためには、複数の施設が連携して医学的根拠を創出する体制や、最先端の知見を正確かつ迅速に共有できる教育システムの構築が不可欠です。しかし、これらの活動を支える持続的かつ公的なプラットフォームは未だ十分とは言えません。

本法人は、京都大学医学部婦人科学産科学教室同窓会「温知会」が長年培ってきた「医学研究」「研修・教育」「人材育成」の機能を継承し、広く社会に還元することを目的に設立されます。本法人が主導する「学術研究の企画・運営」は、単一施設では困難な大規模データの蓄積を可能にし、質の高い医学的エビデンスを創出します。「研修レクチャーシリーズ」や「若手医師の教育・人材育成事業」を通じて、次世代を担う意欲ある人材を広く募り、体系的な教育によって個々の専門技能を習得・向上させます。このボトムアップによる医療水準の底上げこそが、安全かつ高度な産婦人科診療を社会へ還元するための基盤となると考えています。

1 契約主体としての公的化と事業の拡大

産学連携や他機関との共同事業において、法人として契約を締結し、法的責任の所在を明確にすることで、より円滑で大規模な研究・教育支援を実現します。

2 社会的信用の確立とガバナンスの強化

法人として資産管理を透明化し、監事による監査体制を構築することで、社会的信用を確立いたします。これにより、研究成果の客観性を担保するとともに、外部の協力機関に対しても責任ある組織としての姿勢を明確にします。

3 組織の永続性と、公平な医学振興への貢献

特定の個人に依存する形態から脱却し、開かれた非営利組織とすることで、次世代の産婦人科医が等しく高度な教育や研究支援を受けられる環境を永続的に提供します。

2 申請に至るまでの経緯

京都大学医学部産婦人科同窓会「温知会」は、明治34年の教室開講以来120年以上に渡って活動して参りました。しかし、近年の高度な医療倫理や研究管理に関する社会的要求に対し、任意団体の枠組みで対応し続けることには限界が生じています。120年で築き上げた臨床知見と教育ネットワークを、個人の献身に依存せず、公的なインフラとして次世代へ確実に継承すべきであるとの機運が高まりました。そこで、これまでの「温知会」の機能のうち、特に公益性の高い「研究推進」「レクチャーシリーズ」「若手育成」を中核事業として独立させ、より開かれた組織として再編・強化するため、有志が発起人となり「特定非営利活動法人KAMOGAWA産婦人科医学教育研究推進機構」を設立するに至った次第です。

これらの実績を基盤として、より透明性の高い組織運営のもとで社会貢献活動を加速させるため、ここに「特定非営利活動法人KAMOGAWA産婦人科医学教育研究推進機構」の設立を申請いたします。

2026年 4月 14日

特定非営利活動法人KAMOGAWA産婦人科医学教育研究推進機構
設立代表者 住所又は居所
氏名 万代 昌紀

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人 KAMOGAWA 産婦人科医学教育研究推進機構

1 事業実施の方針

本法人の設立初年度においては、産婦人科領域における医療の質の向上並びに研究及び学術活動の推進を図るため、学術研究の推進体制の整備、医療及び医学研究に関する研修会・講演会の開催、並びに若手産婦人科医師の教育及び人材育成に関する事業を実施する。

これらの事業を通じて、産婦人科医療及びこれに関連する医学研究、教育、人材育成並びに普及啓発を推進し、医療の質の向上、学術の振興及び医療従事者の資質向上を図るとともに、その成果を広く社会に還元することにより、女性の健康の保持増進及び福祉の向上並びに地域社会及び国民全体の利益の増進に寄与することを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 医学研究の企画、運営、研究支援及び普及啓発に関する事業	産婦人科医療の質向上に資する研究課題を抽出し、関係医療機関と連携して医学研究の企画立案を行う。具体的には、研究テーマ、研究目的、研究方法、参加施設及び実施体制を検討する。	(A) 当該事業の実 施予定日時 法人成立の日から 2026 年 12 月 31 日 まで随時 研究打合せ：月 1 回程度 研究会：年 2 回程 度 (B) 当該事業の実 施予定場所 京都大学医学部構 内会議室、京都市 内会議室、オンラ イン会議システム 等 (C) 従事者の予定 人数 10 人程度	(D) 受益対 象者の範囲 産婦人科医 療に従事す る医師、研 究者、医療 関係者等 (E) 予定人 数 各回 50 人	500 千円

<p>企画された医学研究について、円滑かつ適正な実施のための運営支援を行う。具体的には、研究代表者及び参加施設間の連絡調整、会議開催、進捗管理、必要書類の整備支援等を行う。</p>	<p>(A) 当該事業の実施予定日時 法人成立の日から2026年12月31日まで随時 研究打合せ：月1回程度 研究会：年2回程度</p> <p>(B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内会議室、京都市内会議室、オンライン会議システム等</p> <p>(C) 従事者の予定人数 10人程度</p>	<p>(D) 受益対象者の範囲 産婦人科医療に従事する医師、研究者、医療関係者等</p> <p>(E) 予定人数 各回50人</p>	<p>500千円</p>
<p>産婦人科領域の医学研究を推進するため、研究計画の作成、研究方法、データ解析、研究倫理及び論文化に関する支援を行う。具体的には、研究相談、研究計画書作成支援、統計解析や研究手法に関する助言、論文投稿助成等を行う。</p>	<p>(A) 当該事業の実施予定日時 法人成立の日から2026年12月31日まで随時 研究打合せ：月1回程度 研究会：年2回程度</p> <p>(B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内会議室、京都市内会議室、オンライン会議システム等</p> <p>(C) 従事者の予定人数 10人程度</p>	<p>(D) 受益対象者の範囲 産婦人科医療に従事する医師、研究者、医療関係者等</p> <p>(E) 予定人数 各回50人</p>	<p>500千円</p>
<p>産婦人科領域における研究活動を奨励するため、毎年、優れた研究論文を選考し、表彰する事業を行う。具体的には、候補論文の募集、審査及び表彰を行い、学術研究の振興及び研究意欲の向上を図る。</p>	<p>(A) 当該事業の実施予定日時 法人成立の日から2026年12月31日まで随時 研究打合せ：月1回程度 研究会：年2回程度</p> <p>(B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内会議室、京都市内会議室、オンライン会議システム等</p> <p>(C) 従事者の予定</p>	<p>(D) 受益対象者の範囲 産婦人科医療に従事する医師、研究者、医療関係者等</p> <p>(E) 予定人数 各回100人</p>	<p>150千円</p>

		人数 10人程度		
② 医療及び医学研究に関する研修会、講演会、学術集会等の開催に関する事業	産婦人科医療の質の向上に資するため、教育研修プログラム「温知会研修レクチャーシリーズ」を企画・運営する。全体会議及び必要に応じた企画会議等を通じて内容を検討し、産婦人科診療に関する実践的知識、最新の医学情報その他時宜にかなった内容の講演会及び研修会を、年に6回、主としてオンラインを通じて開催する。	(A) 当該事業の実施予定日時 法人成立の日から2026年12月31日までに随時 研究打合せ：2か月1回程度 研究会：2か月1回程度 (B) 当該事業の実施予定場所 オンライン配信環境等 (C) 従事者の予定人数 8人程度	(D) 受益対象者の範囲 産婦人科医、研修医、医学生、医療従事者、研究者等 (E) 予定人数 各回50人	100千円
③ 産婦人科医療に関わる人材の教育、育成及び研鑽に関する事業	産婦人科医療を担う次世代人材の育成及び研鑽を図るため、学生、初期研修医、後期研修医等を対象とした教育・交流事業を実施する。具体的には、専門研修プログラムの理解促進及び進路選択支援を目的として、KYOTO EXCHANGE MEETING 2026 (KEM) を開催する。 本事業では、産婦人科に関心を有する初期研修医、医学生等を対象に、産婦人科専門研修プログラムの説明、若手医師によるキャリア紹介、関連病院における研修内容の紹介、症例・診療経験の共有、参加者との意見交換及び個別相談等を行う。加えて、腹腔鏡手術・産科縫合等のトレーニングやVR医療体験などの体験型企画を通じて、産婦人科診療の実際に触れる機会を提供し、産婦人科医療への理解促進、学習意欲の向上及び将来の担い手の確保を図る。	(A) 当該事業の実施予定日時 法人成立の日から2026年12月31日までの間に年2回程度 (B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内、オンライン会議システム等 (C) 従事者の予定人数 30人程度	(D) 受益対象者の範囲 研修医、医学生、若手医師、産婦人科医療に関心を有する者 (E) 予定人数 各回100人	330千円
④ 先進産婦人科医療に関する普及啓発事業	先進的な産婦人科医療に関する知識の普及を図るため、会員及び地域の医療関係者、医学生等を対象として、講演会、セミナー、情報発信事業等を実施する。	(A) 当該事業の実施予定日時 法人成立の日から2026年12月31日までの間、随時実施する。		200千円

	<p>具体的には、産婦人科診療に関する最新の知見、医療技術、診療体制及びキャリア形成に関する情報を、講演、ホームページ掲載、動画配信その他の方法により広く共有する。</p>	<p>なお、講演会、セミナー、情報発信等を年数回実施する予定である。</p> <p>(B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内、オンライン会議システム等</p> <p>(C) 従事者の予定人数 10人程度</p>		
⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

2027 年度の事業計画書

2027 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人 KAMOGAWA 産婦人科医学教育研究推進機構

1 事業実施の方針

本法人の次年度においては、設立初年度に整備した基盤を活用し、産婦人科領域における医療の質の向上及び研究・学術活動の推進を図るため、学術研究支援、医療及び医学研究に関する研修会・講演会の開催、並びに学生、研修医及び若手医師を対象とした教育・交流並びに人材育成に関する事業を実施する。

これらの事業を通じて、産婦人科医療及びこれに関連する医学研究、教育、人材育成並びに普及啓発を推進し、医療の質の向上、学術の振興及び医療従事者の資質向上を図るとともに、その成果を広く社会に還元することにより、女性の健康の保持増進及び福祉の向上並びに地域社会及び国民全体の利益の増進に寄与することを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 医学研究の企画、運営、研究支援及び普及啓発に関する事業	産婦人科医療の質向上に資する研究課題を抽出し、関係医療機関と連携して医学研究の企画立案を行う。具体的には、研究テーマ、研究目的、研究方法、参加施設及び実施体制を検討する。	(A) 当該事業の実施予定日時 随時 研究打合せ：月 1 回程度 研究会：年 2 回程度 (B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内会議室、京都市内会議室、オンライン会議システム等 (C) 従事者の予定人数 10 人程度	(D) 受益対象者の範囲 産婦人科医療に従事する医師、研究者、医療関係者等 (E) 予定人数 各回 50 人	500 千円
	企画された医学研究について、円滑かつ適正な実施のための運営支援を行う。具体的には、研究代表者及び参加施設間の連絡調整、会議開催、進捗管理、必要書類の整備支援等を行う。	(A) 当該事業の実施予定日時 随時 研究打合せ：月 1 回程度 研究会：年 2 回程度 (B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内会議室、京都市内会議室、オンライン会議システム	(D) 受益対象者の範囲 産婦人科医療に従事する医師、研究者、医療関係者等 (E) 予定人数 各回 50 人	500 千円

		等 (C) 従事者の予定 人数 10 人程度		
	産婦人科領域の医学研究を推進するため、研究計画の作成、研究方法、データ解析、研究倫理及び論文化に関する支援を行う。具体的には、研究相談、研究計画書作成支援、統計解析や研究手法に関する助言、論文投稿助成等を行う。	(A) 当該事業の実 施予定日時 随時 研究打合せ：月 1 回程度 研究会：年 2 回程 度 (B) 当該事業の実 施予定場所 京都大学医学部構 内会議室、京都市 内会議室、オンラ イン会議システム 等 (C) 従事者の予定 人数 10 人程度	(D) 受益対象 者の範囲 産婦人科医療 に従事する医 師、研究者、 医療関係者等 (E) 予定人数 各回 50 人	500 千円
	産婦人科領域における研究活動を奨励するため、毎年、優れた研究論文を選考し、表彰する事業を行う。具体的には、候補論文の募集、審査及び表彰を行い、学術研究の振興及び研究意欲の向上を図る。	(A) 当該事業の実 施予定日時 随時 研究打合せ：月 1 回程度 研究会：年 2 回程 度 (B) 当該事業の実 施予定場所 京都大学医学部構 内会議室、京都市 内会議室、オンラ イン会議システム 等 (C) 従事者の予定 人数 10 人程度	(D) 受益対象 者の範囲 産婦人科医療 に従事する医 師、研究者、 医療関係者等 (E) 予定人数 各回 100 人	150 千円
② 医療及び 医学研究に 関する研修 会、講演 会、学術集 会等の開催 に関する事 業	産婦人科医療の質の向上に資するため、教育研修プログラム「温知会研修レクチャーシリーズ」を企画・運営する。全体会議及び必要に応じた企画会議等を通じて内容を検討し、産婦人科診療に関する実践的知識、最新の医学情報その他時宜にかなった内容の講演会及び研修会を、年に 6 回、主としてオンラインを通じて開催する。	(A) 当該事業の実 施予定日時 随時 研究打合せ：2 か 月 1 回程度 研究会：2 か月 1 回程度 (B) 当該事業の実 施予定場所 オンライン配信環 境等 (C) 従事者の予定 人数 8 人程度	(D) 受益対象 者の範囲 産婦人科医、 研修医、医学 生、医療従事 者、研究者等 (E) 予定人数 各回 50 人	100 千円

<p>③ 産婦人科医療に関わる人材の教育、育成及び研鑽に関する事業</p>	<p>産婦人科医療を担う次世代人材の育成及び研鑽を図るため、学生、初期研修医、後期研修医等を対象とした教育・交流事業を実施する。具体的には、専門研修プログラムの理解促進及び進路選択支援を目的として、KYOTO EXCHANGE MEETING 2027 (KEM) を開催すると共に、Yes 京都（若手内視鏡手術育成事業）を通じて若手医師の内視鏡手術技能の向上を支援する。</p> <p>KEM においては、産婦人科に関心を有する初期研修医、医学生等を対象に、産婦人科専門研修プログラムの説明、若手医師によるキャリア紹介、関連病院における研修内容の紹介、症例・診療経験の共有、参加者との意見交換及び個別相談等を行う。加えて、腹腔鏡手術、産科縫合、VR 医療体験等の体験型企画を通じて、産婦人科診療の実際に触れる機会を提供し、産婦人科医療への理解促進、学習意欲の向上及び将来の担い手の確保を図る。</p> <p>Yes 京都においては、若手医師を対象に、内視鏡手術に関する教育及び実技研修を実施し、安全かつ高度な低侵襲手術を担う人材の育成を図る。これにより、本事業全体として、医学生・初期研修医段階における関心喚起から、後期研修医・若手医師段階における実践的スキル習得まで、一貫した産婦人科人材育成の推進を目指す。</p>	<p>(A) 当該事業の実施予定日時 年数回</p> <p>(B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内、京都市内会議室、オンライン会議システム等</p> <p>(C) 従事者の予定人数 30 人程度</p>	<p>(D) 受益対象者の範囲 研修医、医学生、若手医師、産婦人科医療に関心を有する者</p> <p>(E) 予定人数 各回 100 人</p>	<p>630 千円</p>
<p>④ 先進産婦人科医療に関する普及啓発事業</p>	<p>先進的な産婦人科医療に関する知識の普及を図るため、会員及び地域の医療関係者、医学生等を対象として、講演会、セミナー、情報発信事業等を実施する。具体的には、産婦人科診療に関する最新の知見、医療技術、診療体制及びキャリア形成に関する情報を、講演、ホームページ掲載、動画配信その他の方法により広く共有する。</p>	<p>(A) 当該事業の実施予定日時 随時。 なお、講演会、セミナー、情報発信等を年数回実施する予定である。</p> <p>(B) 当該事業の実施予定場所 京都大学医学部構内、オンライン会議システム等</p> <p>(C) 従事者の予定人数</p>		<p>200 千円</p>

		10人程度		
⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から2026年12月31日まで

特定非営利活動法人
 KAMOGAWA産婦人科医学教育研究推進機構
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1.受取会費	0	
2.受取寄附金	10,000,000	
3.受取助成金等	0	
4.事業収益	0	
5.その他収益	0	
経常収益計		10,000,000
II 経常費用		
1.事業費		
(1) 人件費	100,000	
人件費計	100,000	
(2) その他経費		
支払助成金	1,500,000	
諸謝金	150,000	
会場代	150,000	
消耗品費	180,000	
通信運搬費	100,000	
雑費	100,000	
その他経費計	2,180,000	
事業費計		2,280,000
2.管理費		
(1) 人件費	500,000	
人件費計	500,000	
(2) その他経費		
事務消耗品費	20,000	
通信費	10,000	
支払手数料	20,000	
その他経費計	50,000	
管理費計		550,000
経常費用計		2,830,000
当期経常増減額		7,170,000
III 経常外収益		
1.固定資産売却益	0	
経常外収益計	0	
IV 経常外費用		
1.過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		7,170,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		7,170,000

2027年度 活動予算書

2027年 1月 1日から 2027年 12月 31日まで

法人 KAMOGAWA産婦人科医学教育研究推進機構
(単位：円)

科目		金額	
I	経常収益		
	1.受取会費	0	
	2.受取寄附金	300,000	
	3.受取助成金等	0	300,000
	4.事業収益	0	
	5.その他収益	0	
	経常収益計		300,000
II	経常費用		
	1.事業費		
	(1) 人件費	100,000	
	人件費計	100,000	
	(2) その他経費		
	支払助成金	1,500,000	
	会場代	450,000	
	消耗品費	180,000	
	諸謝金	150,000	
	通信運搬費	100,000	
	雑費	100,000	
	その他経費計	2,480,000	
	事業費計		2,580,000
	2.管理費		
	(1) 人件費	500,000	
	人件費計	500,000	
	(2) その他経費		
	事務消耗品費	20,000	
	通信費	10,000	
	支払手数料	20,000	
	その他経費計	50,000	
	管理費計		550,000
	経常費用計		
	当期経常増減額		3,130,000
III	経常外収益		
	1.固定資産売却益	0	
	経常外収益計	0	
IV	経常外費用		
	1.過年度損益修正損		
	経常外費用計		
	当期正味財産増減額		-2,830,000
	前期繰越正味財産額		7,170,000
	次期繰越正味財産額		4,340,000